

ソフィア・ガーデンズ川崎 駐車場使用細則

2026 年 5 月 10 日

目次

第 1 条（契約資格・申込み）	1
第 2 条（契約の締結）	1
第 3 条（管理および損害賠償）	1
第 4 条（契約者の遵守事項）	1
第 5 条（事務および会計業務）	2
第 6 条（駐車場使用細則の改廃）	2
附則	2
第 1 条	2
第 2 条	2

ソフィア・ガーデンズ川崎 管理組合

「駐車場使用細則」改定履歴

1. 第 1 条（契約資格・申込み）を実態に合わせて修正 第 28 期 通常総会
2. 第 2 条（契約の締結）に但し書きを追加 第 28 期 通常総会

第1条（契約資格・申込み）

駐車場使用契約の資格者は、現に居住する区分所有者又は現に居住する占有者（以下「使用者」という。）であって、継続的に使用する自動車を持していなければならない。なお区分所有者がその専有部分を譲渡もしくは貸与、または転居すること等により使用資格を失った場合は、その区分所有者の駐車場専用使用権は消滅する。

2 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する車両については、管理組合が使用実態その他の事情を勘案し、相当と認めた場合に限り、駐車を認めることができる。

- (1) 使用者と生計を共にする親族名義の車両
- (2) 使用者の家族で、現に同居していないが、管理組合が使用実態その他の事情を勘案し、相当と認めたもの
- (3) 勤務先法人または団体が所有する車両で、使用者が日常業務等のために継続的に使用していることが確認できるもの
- (4) リース契約その他これに準ずる契約により、使用者が継続的に借り受けている車両

3 駐車場の使用を希望する使用者は、車両の所有者との関係および使用実態を明記した「駐車場使用申請書」及び「車検証」「リース契約書」等を管理組合に提出しなければならない。

第2条（契約の締結）

駐車場の使用を希望する区分所有者は、別に定める駐車場使用契約を管理組合と締結しなければならない。（ただし、管理組合が行う修繕等を行うまたは緊急を要する場合はこの限りではない。）

第3条（管理および損害賠償）

駐車場契約者は、駐車車両を自己の責任において管理するものとし、管理組合は、天災、地変、盗難、破損、その他の事故等、理由の如何を問わず契約者が被った損害について一切の責めを負わない。

第4条（契約者の遵守事項）

駐車場契約者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 駐車場に駐車する場合は、駐車場使用契約書に記載された指定位置とし、その駐車スペースで乗降できる車両に限ること。
- (2) 駐車場の使用にあたり、管理者および管理受託者の指示または場内の標識等に従うこと。
- (3) 駐車場契約者は、管理組合へ自動車の種類、登録番号その他管理組合が必要と認める事項を届け出ること。
- (4) 駐車にあたっては指定区画の中央に駐車し、隣接の車両に対し支障のないようにすること。
- (5) 必要以上にエンジンを高速回転させたり、警笛を鳴らしたり、騒音を発生させないこと。特に深夜、早朝の出入りにあたっては、静かな運転を心掛けること。
- (6) 駐車車両には必ず施錠をすること。
- (7) 駐車場施設および他の車両に損害等を与えたときは、ただちに管理組合に報告し、その指示に従うこと。

- (8) 駐車施設にはガソリン、その他の危険物を置かないこと。
- (9) 駐車場の施設または設備等に変更を加えてはならない。
- (10) マンション敷地内での運行は、歩行者優先とし、徐行運転に心掛けること。
- (11) 機械式駐車機では、乗車したままでの機械操作を行わないこと。
- (12) 機械式駐車機パレット上での乗降は、原則運転者のみとすること。
- (13) 駐車場施設の保守または管理のため、管理組合は契約者の車両の停止位置を一時的に変更したときは、これに従うこと。
- (14) 近隣住民に迷惑、不快の念を与える行為(路上の駐車を含む)を行わないこと。

第5条（事務および会計業務）

管理組合は、駐車場使用契約に関する事務(車庫証明書の発行を含む)および会計業務を行う。

第6条（駐車場使用細則の改廃）

この駐車場使用細則の変更は、管理規約第47条によるものとする。

附則

第1条

規約並びに本細則に定めのない事項は理事会の決定によるものとする。

第2条

この細則は、令和4年4月1日から施行するものとする。